

豊島区境界石標管理保全要綱

〔平成19年 3月29日〕
部 長 決 定
改正 平成29年3月24日

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区が特別区道及び区有通路（以下区道等という）を管理するために設置した境界石標の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において境界石標とは、区道等において境界確定及び境界確認もしくは区域線標示行為により、区が設置した石標及びプレートをいう。

(管理の主体)

第3条 境界石標の管理保全の主管課は都市整備部土木管理課とする。

(工事施行の届出)

第4条 道路等の掘削工事を施工するもの（以下「工事施工者」という。）が、境界石標を一時撤去する場合は、あらかじめ「工事施工届出書（境界石標）」（様式第1号）を区長に提出し、区長の指示に基づく境界石標の保全に必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 位置図、平面図（掘削位置と境界石標の位置関係を明示したもの）
 - (2) 引照点図、又は土木管理課長の指示する測量資料
 - (3) 写真（境界石標、境界石標周辺、全引照点が確認できるもの）

(機能の回復)

第5条 工事施工者が境界石標を一時撤去、滅失、毀損等によりその効用に支障をきたした場合、原則として既設と同様の構造により再設置するものとする。

- 2 工事施工者以外の者が、故意又は過失により境界石標を滅失又は毀損した場合（以下「事故原因者」）は前項を適用する。

(設置工事)

第6条 工事施工者は設置位置及び設置施工方法について、事前に土木管理課長と協議しなければならない。

- 2 原則として境界石標は既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は土木管理課長が指定したものを使用する。
- 3 工事施工者は設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

(工事竣工の報告)

第7条 工事が竣工したときには、工事施工者は速やかに「工事竣工報告書(境界石標)」(様式第2号)を区長に提出し、検査を受けなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 竣工写真(境界石標、境界石標周辺が確認できるもの、第6条第3項の写真)

(2) 境界石標が同一点に復元されたことを確認できる測量資料(着工前・竣工後が対比できる引照点図、又は土木管理課長の指示に基づく境界石標の保全に必要な点検測量等の成果)

3 工事施工者は、第1項の規定による検査に合格しないときは、土木管理課長の指示に基づき、直ちに修正して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第8条 境界石標の設置工事費用及び測量作業に要する費用は、全て工事施工者及び事故原因者が負担する。

(その他)

第9条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いは、その都度都市整備部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。